
ハザード概念について

－ 保険論におけるハザードを中心として －

香川大学 安 井 敏 晃

はじめに

ハザード概念は、保険論そしてリスクマネジメント論において発達した概念であるが、現在ではリスク・アセスメント論など他のリスク関連科学においても広く用いられている。しかしながら、これらの分野におけるハザードの意味は、保険・リスクマネジメント論における意味と大きく異なっている。分野により意味が異なる例としては、すでにモラル・ハザード (Moral Hazard) について指摘されているが、ハザードそれ自体も意味が異なっているのである。もっとも、モラル・ハザードとは異なりハザードという用語自体は保険論が作り出したわけではないため、意味内容に乖離が見られても問題はないかもしれない。しかしながら、同じく危険を扱う隣接分野でありながら、その意味するところには違いがあるという状況にあるという点には注意が必要であろう。

さらに、ハザードのなかでも前述したモラル・ハザードやモラール・ハザード (Morale Hazard) については、保険論の内部にさえ混乱があることも指摘されている。そこで、本報告では、この誤解を招きやすいハザード概念について検討していくこととする。その際、まず、リスク・関連科学におけるハザード概念について概観したうえで、前述したモラルおよびモラール・ハザードについて、特に保険論におけるモラール・ハザードを中心に検討してみたい。

1. リスク関連科学におけるハザード

まず、リスク・アセスメント論、リスク・コミュニケーション論などのリスク関連科学におけるハザードの概念をみる。これらリスク・アセスメントおよびリスク・コミュニケーションを、それぞれ別個独立したものとして、扱うのではなく、リスクマ

ネジメントをも含めて一つの体系の中で捉える場合もある。例えば、リスク学事典によれば、健康リスクにおけるリスク分析の段階論の紹介の中で、危害の構造的な把握（risk identification）に続き、リスクアセスメントを行い、続いてリスクコミュニケーションをはかりながら、リスクマネジメント¹を行うという体系化が示されている²。しかしながら、それぞれの分野においてハザードの用例は微妙に異なっていることから、本報告では、体系化のもとに考えず、個別に見ていくことにする³。

リスク・コミュニケーション論の分野におけるハザードを最初にあげる。このリスク・コミュニケーションは、社会心理学の一分野として発達してきた。例えば原子力発電所を建設する際や事故が生じた際には、発電所を運営する電力会社と周辺の住民との間で、リスク情報に関する伝達が必要となるが、そのようなコミュニケーションなどに関する分野である⁴。この分野においては、ハザードは、「被害の重大性」、あるいは「人や物に対して、傷害を与える可能性がある行為ないしは現象」と説明される場合がある⁵。またさらに、「いいかえれば、リスクとは、ハザードがどのくらいおこりやすいか、という期待値であるということが出来る」、とある⁶。「ハザードがおこりやすい」という用例では、保険論ならば、ペリルの意味のように思えるが、被害の重大性ならば、損害の大きさのこととも考えられる。

この定義はNational Research Council（NRC）の定義と記載されているリスクの定義に続いて記されているので、ハザードも出典が同じと思われる。そこで、NRCの定義をみると、ハザードは、「人ないし物に対して危害を及ぼす恐れのある行為または現象。ハザードの大きさとは、その深刻さの程度および危害を受ける人数など、生じるかもしれない危害の程度のことである⁷」とある。

前述のように「ハザードがおこりやすい」あるいは「ハザードの大きさ」という用

¹ もっとも、ここでいうリスクマネジメントは保険管理から発達したリスクマネジメントとは、微妙に異なっている。

² リスク学事典, p.3.

³ それぞれの分野内部においては、意味内容が統一されているというわけでは必ずしもない。

⁴ NRCによると、これは、「個人、集団、組織間での情報および意見の相互交換プロセス。リスクの特性に関する種々のメッセージや、関心、見解の表明、またはリスクメッセージや、リスク管理のための法的および制度的な取り決めへの反応などを含む」、とある。林監訳,p.365.

⁵ 吉川[2000],p.40.

⁶ 吉川[2000],pp.40-41.

⁷ 林監訳,p.364.

法から、少なくともこれらは、保険論におけるハザードの用法とは異なっている。

次に、環境科学に関わる分野における用法を見てみる。例えば環境リスクに関する報告書では、「おこりうる損傷や傷害の源」などと定義されている⁸。これをより具体的に説明したと思える既述が環境リスク論の中西によりなされているので、見てみたい。中西はダイオキシンに関する議論について、ハザードとリスクの区別がないことを批判し、次のように述べている。「ある物質の 1 グラムのもつ毒性が他の物質 1 グラムの毒性に比べて大きければ、その物質はハザードである。ダイオキシンは間違いなくハザードである」。これは、おこりうる損傷や傷害の源という定義の具体的な説明と考えられる⁹。さらにその後、「人の健康への危険度つまりリスクはその物質の毒性の強さと摂取量とで決まる」としている。

ほかにも、リスク・アセスメント論の分野についてみてみよう。このリスク・アセスメントは、リスク学事典によれば、「事実に基づいて個人または集団が有害物質または有害な状況に曝露された時の健康影響を明らかにすること」と定義される¹⁰。リスク・アセスメントにおいては、ハザードは「ある特定の環境で危害をもたらし得る、つまり危害をもたらす潜在性をもつ状況、あるいはもの」、「職場におけるハザードは化学物質あるいは機械」とある¹¹。これは、保険論・リスクマネジメント論に近い用法であろう。

また、『リスク理論』という書籍では、「ハザードを「危険（による被害）」とし、「リスク」をその被害の期待値」の意味で用いると示される場合がある¹²。この場合になると、損害そのものさえ「ハザード」に含まれることになるだろう。

最後に、生物科学におけるハザードについてみてみよう。ハザードとしてよく知られているものにバイオハザードがある。専門用語としてのバイオハザードについて、本庄は病原微生物関係分野における主流の見解として、「微生物感染により人間が直接または間接に受ける災害¹³」を指すものと紹介している。

⁸ 佐藤他 [1998]

⁹ 中西 [2004], p.144.

¹⁰ 日本リスク研究学会 [2000], p.226.

¹¹ 花井 [2000], p.xi.

¹² 瀬尾 [2005], p.57

¹³ 本庄 [2004], p.25.

以上見てきたように、リスク関連科学においては、保険・リスクマネジメント論における定義とは異なるものがあった。「損傷の源」また、「災害」ならば、保険・リスクマネジメント論における定義からすると、ハザードというよりは、むしろペリルに近い概念と考えられよう。

次に、リスク関連科学と比較するために、煩瑣ではあるが、比較的最近の保険・リスクマネジメント論の書籍において、ハザード自体がどのように捉えられているかみてみたい。

Rejdaは、「損失の可能性を作り出す、あるいは、増加させる状況」とする¹⁴。Baranoffは、「損失発生の背後にある状況であり、損失の可能性、損失の強度、あるいはその双方を増加させる」としている¹⁵。Trieschmannは、「特定のペリルによる損失のチャンスを増加させたり、ペリルが生じた場合の損失をより深刻にさせる状況」としている¹⁶。つまり、保険・リスク・マネジメント論においてはあくまでもハザードとペリルは異なるものである。ハザードはペリルを生じさせ、損害を拡大させるものであってペリルそのものとは異なっていると考えられている。そして、このペリルがもたらすものが損害、ないし損失であるから、ハザードと損失が同じであることはない。

これまで見てきたとおり、保険・リスクマネジメント論の分野と他のリスク関連分野では、ハザード概念について共通の理解がなされているわけではない。この点は認識する必要があるだろう。

2. モラル・ハザード

ハザード概念についての理解が異なることは確認できたが、もちろん共通する点もある。損害、危害など用語は違うものの、人間あるいはそれを取り巻く環境などに悪影響を与える要素として理解されている点には変わりがないのである。しかしながら、この悪影響という点を考えると、むしろ保険論において性質の異なったハザードが含

¹⁴ Rejda[2005],p.5.

¹⁵ Baranoff[2004],p.18.

¹⁶ Trieschmann,et.al[1998],p.11.

まれている。モラル・ハザードがそれである¹⁷。このハザードは、作用するにもかかわらず必ずしも人間社会に悪影響を及ぼすだけではないという特徴をもっている。これは、他のハザードには特殊なものと考えられよう。そこで、このモラル・ハザードおよび、時にそれと区別されずに用いられるモラル・ハザードの二つについて検討していくこととする。

さて、保険論において、これらモラル・ハザード、モラル・ハザードは、物的ハザード（物理的ハザードともいわれる。physical hazard）とならび、重要なハザードとしてあげられる。時に、ハザードのトリオとさえいわれることもある。しかしながら、損失発生メカニズムを考える上では、この三つは決して同質のものとして捉えることはできない。なぜなら、保険論においては、物的ハザードは、保険の存在とは関係なく存在するのに対して、モラル・ハザード、およびモラル・ハザードは、保険により惹起されるものだからである。そのため、保険が関係していない一般的な事故発生メカニズムにおいては存在しない異常なハザードである。逆に作用する場合は、保険が絡む場合だけであり、損害事例においては、作用する場合がむしろ例外的である。モラル・ハザードもモラル・ハザードも、ハザードのトリオとひとくくりにされながら、ごくまれにしか作用しないのである¹⁸。もっとも、リスクマネジメント論においてはモラルおよびモラル・ハザードが保険により「惹起される」と理解されているわけでは必ずしもない。しかしながら、こと保険論に限ると一般的であること¹⁹、さらに、モラル・ハザード概念を借用した経済学においても、「惹起される」ことを前提とする点では同じであることから、本稿では、保険により惹起される場合に限定して検討していく。

さらに、このモラル・ハザードとモラル・ハザードを区別しない見解もあるが、

¹⁷ これについて、理解は共通していないこと、さらにその類型は 8 つに分けられることが、田村により明らかにされている。田村[2003],[2004]。

¹⁸ そのため、一般的な事故および損失発生メカニズムの説明としては、使いづらい概念である。おそらく、その理由からと考えられるが、この保険が惹起させたという点は、リスクマネジメントの分野では異なった捉え方がされる¹⁸。例えば森宮は、モラル・ハザードを、「個々人の故意、悪意に基づく損失発生起拡大傾向を意味する」として、保険には関係のない事例を例にあげる。また、モラル・ハザードについても人間の「不注意なり過失」と説明する（森宮[1985],pp.25-26）。実際、事故原因の多くは、ヒューマンエラーに起因しているから、概念を拡張しておかないと事故の発生メカニズムを説明しづらくなる（交通事故では事故原因の 70-80% がヒューマンエラーに起因するとの指摘がある。垣本[2004],p.78.）。

¹⁹ 例えば、田村[2003],p.114。

本稿では区別して検討をすすめる。周知のようにこれらは、損失の生起拡大が意識的か無意識的かという点から区別されるものであるが、例えばDenenbergらのように、両者の違いが非現実的だとして、区分しない見解もあるのである²⁰。また、経済学においては、両者は区別しないで用いられることが多い。確かに、第三者から見た場合に、現実的には意識的か無意識的かは区別できない場合がある。しかしながら、少なくとも保険論においては、この両者には無視できない違いがあると考えられるので、本稿では区別して扱う。

まず、モラル・ハザードからみてみよう。前述のRejdaは、「モラル・ハザードは、損失の頻度や強度を増加させる個人の不誠実や性格上の欠点」とする²¹。Baranoffは、モラル・ハザードは「被保険者の側の不誠実を含む」としている²²。Trieschmannらは、モラル・ハザードを、「人の精神的な態度から生じ」、「損失を生ぜしめたり、その強度を増加させるようにする意図的な行動」に関わるとしている²³。

前述のいずれもが人の心を中心に説明しており、具体的な行為そのものまで含まれていない。しかしながら、具体的な行為を含む者もいる。Bennet は、[moral hazard](#) を「保険の目的に関連して、人間（たとえば被保険者、その使用人、共同経営者、第三者）の性格及び行動から発生する危険事情」としている。「行動から発生する」とあるから、これは単に心の内面の話だけではない。このように具体的な行為をも含んだ場合には、ハザードとペリル（事故）の区別が不明瞭になる。保険金を詐取するための放火などの場合、モラル・ハザードはあくまでも、放火しようとする者の心的作用が中心となっているはずである。もっとも、いくら心の中で思っけていてもそのままでは事故に至らないから、当然、具体的な行動がとられることになる。この放火自体は火災そのものと区別しづらいので、一見、ペリルとハザードが混在しているようにも思える。しかし、あくまでも、モラル・ハザードは、この心的作用に重点がおかれているはずである。保険金を詐取しようとする意識の結果生じた点が重要であるからである。この具体的な放火という行為自体は、ペリルに限りなく近いけれども、ハザー

²⁰ その際に、申告された損害額が、実際より高額であることの理由が詐欺によるものか、無意識によるのか、判断することが難しいことをあげている。Dennenberg[1974],p.9.

²¹ Rejda[2005],p.5.

²² Baranoff[2004],p.19.

²³ Trieschmann,et.al[1998],pp.11-12.

ドの範疇に含まれると考えられる。そうでないと、ハザードとペリルの区別自体ができなくなる。

また、上述の諸定義からはわかりにくいですが、このモラル・ハザードは、必ずしも実際の事故にのみ働きかけているわけではない。これは、事故そのものより、損害の強度に影響を及ぼすという意味ではなく、実際には、事故そのものが生じていない場合さえあるということである。

伊藤の研究では、これらのモラル・ハザードによる保険金詐取の具体的事例が、「アフロス」、「事故招致」、「不実申告」、「その他」に類型化されている²⁴。このうち、故意の事故招致の場合を除くと、必ずしも実際の事故そのものに、モラル・ハザードが作用しているわけではない。例えば、「アフロス」とは、事故や「事故の原因が発生していることを知って締結²⁵」された保険契約を意味している。また、「不実申告」の場合とは、事故後に免責事由に該当していることを隠蔽したりする場合である。「その他」とされたものは、架空事故や、水増し請求がある。水増し請求も、事故を奇貨として過大な請求をするわけであり、事故自体を発生させているわけではない。そして、架空事故に至っては、事故自体が発生していないのである。

もっとも、ハザードは様々なものが絡み合っペリル（事故）につながるわけであるから、物的ハザードが作用した場合に必ず事故に至るわけではない。例えば、空気の乾燥は火事につながりやすいが、発火しなければ火事には至らない。しかしながら、このモラル・ハザードは保険者の支払保険金を発生させたり、その総額を増加させている。明らかに作用しているにもかかわらず、現実の事故そのものとの関係がない場合があるという点に特徴がある。もっとも、この場合は法的・倫理的に容認することはできず、社会に悪影響を与えており、問題があることはあえていうまでもない。

次の特徴として、前述したように必ずしも人間社会に悪影響を及ぼすだけではない場合があるという点がある。つまり、モラル・ハザードの作用する場合は常にマイナス面ばかりというわけではなく、たとえ保険者にとっては好ましくなくても、社会的には好ましい場合もあるということである。典型的な例として指摘される事例は、医

²⁴ 伊藤「1970」,pp.65-70.

²⁵ 伊藤「1970」,p.65.

療保険においてみられる。保険に加入したことにより、医療機関への受診が増えるというような場合である²⁶。

もちろん、受診の回数が増加することに全く問題がないというわけではない。実際、過剰診療、過剰投薬などが問題であることは改めていうまでもない。しかしながら、公保険として考えるならば、例えば、社会保険が整備されたことにより受療率が増加して、重病の早期発見が増えることは社会的に望ましいことである。このことは、ある意味で公保険の目的とさえいうことができる²⁷。さらに、モラル・ハザードが社会的に望ましい場合として、医師側の行動も指摘しておきたい。自らの利得を目的とした過剰投薬等は問題であるが、保険の存在故により適切であると考えられる医療行為を行う場合はどうであろうか。患者の金銭的負担が大きいことを憂慮して躊躇していた医療行為であっても、保険により医療費負担が軽減されるならば、患者の負担を気に病むことなく実行することは十分考えられる。この場合も保険の存在故に保険金の支払額が増加することになり、モラル・ハザードということになる。これは、保険者側からすれば問題であるが、国民福祉の観点からは望ましいことといえよう。

その他にも自賠償の例がある。自賠償保険を巡る判決においては、保険の存在故に、加害者の損害賠償責任を認めたと考えられる判決がある。この判決は保険制度自体にとって全く問題がないとまではいえないが、自賠償の目的がそもそも被害者救済にある以上、非難することはできないであろう。

公保険は、政策実現の手段であるから、その目的にかなう限りモラル・ハザードが生じても問題であるとはいえない。これらのように、モラル・ハザードが作用しているにもかかわらず、社会的には好ましい場合がある。

3. モラル・ハザードについて

次に、モラル・ハザードについてみてみたい。これも保険が生み出す場合について限定して考えていく。

²⁶ 田村[2004], p.129.,ミルグロム[1997],p.182-183.

²⁷ Black[2000],p.548.

前述のRejdaは、モラル・ハザードを「保険が存在するために生ずる損失についての不注意や無関心」とする²⁸。Baranoffは、「モラル・ハザードを、損失が発生するチャンスを増加させたり、生じたときの損失の規模を増加させる不注意や関心のなさ」としている²⁹。Trieschmannらは、モラル・ハザードについて、「注意に欠け、事故を起こしがちの人の精神的な態度」がモラル・ハザードとして知られているとしている³⁰。

このモラル・ハザードについては、モラル・ハザードにおいて指摘した特徴を手がかりにみると理解しやすい。まず、このモラル・ハザードも、実際の行為そのものではなく、心的作用に重点がおかれるという点を確認しておきたい。実際に、事故の引き金となるのは、何らかの見落とし、などの不作為や作為であるが、あくまでもこの作為や不作為の背景には、保険に加入したことで生じる心的な変化がある。保険に加入したことが、モラルやモラル・ハザードの要件であるのだから、保険加入に関わりのないただの作為や不作為はモラル・ハザードには関係がない。保険への加入とは関わりのない、単なる不注意による問題である。そのため、具体的な行為、不作為の背景にある保険に加入したからという心的作用が非常に重要なのである。

次に、実際の事故には関係しないという点であるが、これはモラル・ハザードの場合には考えづらい。保険金の支払いのみに関わるだけという例はあっても、ごくまれな場合と考えられる。

それでは、必ずしも人間社会に悪影響を及ぼすだけではないという点である。モラル・ハザードとしては、保険が存在することによる不注意などがあげられていた。この場合に好ましい場合などないようである。しかしそもそも保険により生じる不注意とはなにか。

この点を検討するには、保険制度の意義から考えるとわかりやすい。前述のRejdaは、保険の利益として、次の5つをあげている。すなわち損失の補償、心配やおそれの減少、投資ファンドの源泉、損害防止、信用の増大である。この2番目にあげられる心配やおそれの減少の例としては、生命保険を付保したことによる早期死亡による

²⁸ Rejda[2005],p.5.

²⁹ Baranoff[2004],p.19.

³⁰ Trieschmann,et.al[1998],pp.11-12.

遺族の経済的な心配からの解放，また，損害保険を付保したことによる財産所有者の心の安らぎなどをあげられている。Rejda以外にも，多くの論者が保険の意義として，不安の解放などをあげる³¹。例えば，Hansellは，「不安の除去」をあげる。大谷も個人生活における保険の役割として，「精神的な安心」をあげている³²。

ここで改めて考えてみると，心配の減少，不安の解放，安心と肯定的に捉えられる心の動きと，不注意とは明確に区別することができるものであろうか。ある事象に対する不安が減少するならば，とりもなおさず，その事象への緊張感の減少を意味しよう。緊張感の減少とは注意力の低下と区別できるものであるのか。これはモラル・ハザードの発生そのものといえるのではないか。保険の意義の一つがモラル・ハザードの発生と表裏一体のものであるならば，これを弊害とのみ捉えることが正しいのであろうか。

前述した Rejda を例にとると，モラル・ハザードを不注意や無関心というように，安心そのものとまで言い切っていなかった。しかし，ハザードは，損失の可能性を増加させる状況であればよいわけであるから，かならずしも，具体的な事故につながなくても，モラル・ハザードととらえて間違っているわけではない。わずかな注意力の低下であっても，事故発生頻度を増加させるように働いているわけであるから，この範疇に入れて考えるべきであろう。ハザードは必ずしも事故そのものの，主たる原因でなくともかまわない。誰もが保険を購入した点で，ある程度安心する，つまり緊張から解放されている。緊張している状態と安心した状態では，明らかに注意力が異なっていよう。安心は，緊張状態から見れば，若干「不注意になった」状態のほずである。これは，すでにモラル・ハザードが作用していると考えべきである。モラル・ハザードが心の作用である以上，保険の購入はすぐにこれを生み出している。

この保険の購入がそのまま，モラル・ハザードを生み出すという点は，すでに論じられている。高尾は，保険制度に本来的に内在する攪乱要因と指摘している³³。経済学では，周知のようにモラル・ハザードとモラル・ハザードとを区別しない。それ故，両者を併せたうで，論じられている。経済学の入門書においても，保険の存在

³¹ Atearn,p.50.,Hansell,p.8.

³² 大谷[2007],pp.9-11.

³³ 高尾[1980],p.111.

が不可避免的に、モラル・ハザードを生み出すという説明がなされる³⁴。例えば、保険を購入したことにより、損失に注意を払うインセンティブが減少することが説明される。積極的に防災努力を放棄するのであれば、モラル・ハザードとも考えられようが、無意識的な場合であれば、これはもっぱらモラル・ハザードの問題である。

このように、モラル・ハザードの発生が、保険の購入と必然的に結びついていることは理解されてきた。しかしながら、この発生が、一面では保険の意義として評価されうるものであるとは、これまでみなされてこなかったのではないか。

この点に関して、中林は「精神的安定は保険の副次的効果として認められるべきもので」あるけれども、保険加入により、注意水準が低下することを完全には容認できないとする³⁵。ここでは、精神的安定がさらに進んだ段階として注意水準の低下がもたらされると考えられているようである³⁶。しかしながら、保険加入による精神的安定とは不安から解放されたことによる安定であり、不安から解放された時点で注意力が低下しているはずだから、もうすでにモラル・ハザードが生じていると考えるべきではなかろうか。モラルハザードの発生は他ならぬ保険の効用の一つとして考えられるのではないか。

前述のように大谷は、保険の意義としてこの安定をあげ、そのために保険料を払うとしている。そこで、次に保険料の対価という観点からもみてみたい。

保険法においては、保険契約の性質としては、有償契約性が認められている³⁷。有償契約であるということは、保険契約の当事者がそれぞれなす出捐が対価的構造を有していなければならず、対価関係にある二つの給付が必要であるとされる。保険契約者が保険者に対して保険料を給付するのに対して、わが国の通説では、保険者は危険負担給付であると解されている。つまり、保険料の対価として保険契約者がうるのは、保険金そのものではなく、保険事故発生の場合に保険金を給付することを約束してもらったことにより、「被保険者の将来における経済不安が現に除去されることが保険の経

³⁴ スティグリッツ[1994],pp.245-246.

³⁵ 中林[2003],p.24.

³⁶ 例えば、「モラルハザードは、あらゆる契約者側が引き起こしうる」としている。中林[2003],p.36., むしろ、モラルハザードは保険加入の時点あるいは保険加入を知った時点で生じていると考えた方がよいのではないか。

³⁷ 保険契約の性質については、西島[1992]によっている。

済的目的³⁸」なのである。つまり、保険契約者は、まさに安心感をうるために保険料を支払っているのである。保険を購入するとは安心を購入することなのである。

実際、少なくとも家計保険において、保険の購入により全く安心が得られない場合はあり得ないだろう。購入する以上何らかの安心が得られている、つまり安心する、はずである。この安心するという状況を批判的に捉えると、モラル・ハザードが発生するということができよう。このように考えると、モラル・ハザードは、必ずしも人間社会に悪影響を及ぼすだけではないということができるのではないか。

結びにかえて

以上ハザード、特に、モラル・ハザードおよびモラル・ハザードを中心に検討してきた。これらは、ハザードとしては、保険により作られた特殊なものであるといえる。前者はハザードとして作用しているにもかかわらず社会的には好ましい場合がある。後者は保険に付随する副作用というよりは、作用そのものであった。

従来、これらのハザードは保険制度が生み出した、排除しなければならない問題として考えられてきたが、その積極的な側面には、あまり着目されてこなかったのではないだろうか。

もちろん、好ましい場合があるからといって、何ら対策が必要ないというわけではない。それは、保険制度の存立をも揺るがすからである。しかしながら、その対策は困難である。特にモラル・ハザードは、保険の副作用というより、保険の作用そのものとも考えられるために、排除することが不可能なものといえる。この点は、保険制度の限界にも関わる問題であり、改めて論じたい。

参考文献

伊藤東作[1970]「Moral Hazard についての具体的事例-主として自動車保険について-」『保険学雑誌』第 451 号，日本保険学会。

大谷孝一編著[2007]『保険論』成文堂。

³⁸ 西島[1992],p.14.

【平成 19 年度日本保険学会大会】

自由論題 第 I セッション

レジュメ：安井 敏晃

奥野正寛・伊藤秀史・今井晴雄・西村理・八木甫訳, ミルグロム, P. ロバーツ, J. 著 [1997] 『組織の経済学』 NTT 出版。

下和田功編 [2007] 『はじめて学ぶリスクと保険 [改訂版]』, 有斐閣。

瀬尾佳美 [2005] 『リスク理論入門』 中央経済社。

高尾厚 [1980] 「モラル・ハザードの経済分析-保険経済学の新展開に向けての予備的考察-」 『保険学雑誌』 第 489 号, 日本保険学会。

田村祐一郎 [2003] 「モラル・ハザードは倫理崩壊か？」 『日本リスク研究学会第 16 会研究発表会講演論文集』 日本リスク研究学会。

田村祐一郎 [2004] 「モラル・ハザード：ある外来語の由来」 『伊賀隆先生学長退任記念論集』 流通科学大学。

近見正彦・吉澤卓哉・高尾厚・甘利公人・久保英也 [2006] 『新・保険学』, 有斐閣。

中西準子 [2004] 『環境リスク学 不安の海の羅針盤』 日本評論社。

中林真理子 [2003] 『リスクマネジメントと企業倫理』 千倉書房。

西島梅治 [1992] 『保険法 [新版]』 悠々社。

花井荘輔訳, ハースト, N. H. 著 [2000] 『リスクアセスメント』 丸善株式会社。

林裕造・関沢純監訳, National Research Council 編 (1997) 『リスク・コミュニケーション』 化学工業日報社。

本庄重男 [2004] 『バイオハザード原論』 緑風出版

森宮康 [1986] 『リスクマネジメント論』 千倉書房。

藪下史郎・秋山太郎・金子能宏・木立力・清野一治訳, ステイグリッツ, J. E. 著 [1994] 『入門経済学』 東洋経済新報社。

米山高生・箸方幹逸監訳, S・E・ハリントン・G・R・ニーハウス著 [2005] 『保険とリスクマネジメント』 東洋経済新報社。

Baranoff, E. G. [2004], *Risk Management and Insurance*, John Wiley & Sons Inc.

The Presidential/Congressional Commission on Risk Assessment and Risk Management (1997), Final Report Volume 1 Framework for Environmental Health Risk Management.

Denenberg, H. S. / Eilers, R. D., / Melone, J. J. and Zelten, R. A. [1974], *Risk and Insurance*, Prentice

【平成 19 年度日本保険学会大会】

自由論題 第 I セッション

レジュメ：安井 敏晃

-Hall,Inc.

Rejda,G.E.[2004] *Principles of Risk Management and Insurance* 9th.ed.,Addison Wesley.

Trieschmann,J.S.,Gustavson,S.G.[1998],*Risk Management &Insurance* ,10th.ed.,
South-Western Publishing.